

## オオタカの国内希少野生動植物種解除について（案）

### 1. 検討経過

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）による国内希少野生動植物種であるオオタカについて、環境省レッドリストにおいて平成 18 年と 24 年の 2 回連続で準絶滅危惧種（NT）に選定されたことから、国内希少野生動植物種から解除することについて検討を始めることとした。

このため、平成 25 年 5 月の野生生物小委員会において、オオタカを「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）による国内希少野生動植物種から解除する方向で検討を開始することについてご審議いただき、了承が得られたことから、パブリックコメントやシンポジウム、アンケート調査等によって意見や情報を収集し、解除について検討を行ってきた。

（取組について）

- ・平成 25 年 5 月 15 日 野生生物小委員会  
オオタカを国内希少野生動植物種から解除する方向で検討を開始することについて了承。
- ・平成 25 年 6 月 3 日～7 月 2 日  
国内希少野生動植物種からの指定解除の検討に関するパブリックコメントを実施。
- ・平成 25 年 7 月 17 日 野生生物小委員会  
パブリックコメントの結果を報告。
- ・平成 25 年 10 月 23 日 オオタカ問題シンポジウム - オオタカをどうするか  
主催：日本自然保護協会、日本造園学会生態工学研究委員会  
共催：明治大学専任教授連合会  
後援：ヒトと動物の関係学会、日本野鳥の会、自然環境復元協会、環境省
- ・平成 26 年 3 月 9 日 東京オオタカシンポジウム～首都圏のオオタカの実態を知る～  
共催：都市鳥研究会、日本野鳥の会東京、立教大学理学部  
後援：日本野鳥の会
- ・平成 26 年 7 月 アンケート調査  
オオタカに関する情報整理等委託業務
- ・平成 26 年 10 月 4 日 シンポジウム「オオタカ - 希少種解除の課題 - 」  
主催：日本野鳥の会、日本オオタカネットワーク  
共催：立教大学、環境省

## 2 . 指定解除に向けた方針（案）

パブリックコメント等によって示された指定解除にあたっての課題を踏まえ、指定解除に向けて、以下の方針で対応したい。（別紙1及び別紙2参照）

種の保存法によって規制されてきた捕獲等、流通、輸出入への規制については、鳥獣保護法によって引き続き捕獲等を規制するほか、鳥獣保護法に基づく販売禁止鳥獣、輸出規制鳥獣、輸入規制鳥獣及び特定輸入鳥獣へ追加指定することによって流通や輸出入への規制を検討する。ワシントン条約(外為法)による規制は継続される。

併せて、オオタカ識別マニュアル(平成20年3月発行)を改訂し、現行版の亜種オオタカと亜種チョウセンオオタカとの識別マニュアルに、国内への輸入個体数が多い、ヨーロッパ産亜種等を追加した改訂版のマニュアルを作成する。

オオタカを象徴とする環境の保全において活用されてきた「猛禽類保護の進め方」については、オオタカが里山を象徴する生態系上位種であることに変わりはないため、「猛禽類保護の進め方」の考え方や環境影響評価における生態系上位種との位置づけに変化はないとの考えから、「猛禽類保護の進め方」等を都道府県等へ改めて周知していく。

さらに、解除後の生息状況の変化について定量的に把握するため、東日本においてはモニタリング区を設定して営巣数と繁殖成績などを調査、西日本は生息密度が低いため、聞き取り調査により状況を把握する予定。

以上の取組により保全を図っていくが、万一、モニタリング等により個体数の減少が確認され、再び環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種として評価される場合には、再度国内希少野生動植物種に指定することを検討する。

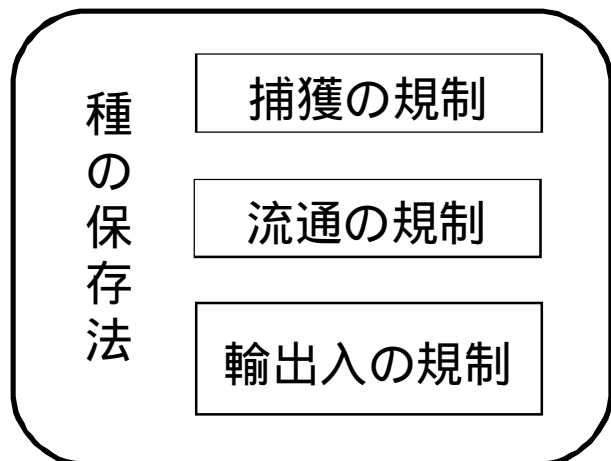
今後は、これらの対応方針をもって指定解除を行うことについてパブリックコメントを行い、解除に向けた取組を丁寧に進める。

## 3 . 今後のスケジュール（案）

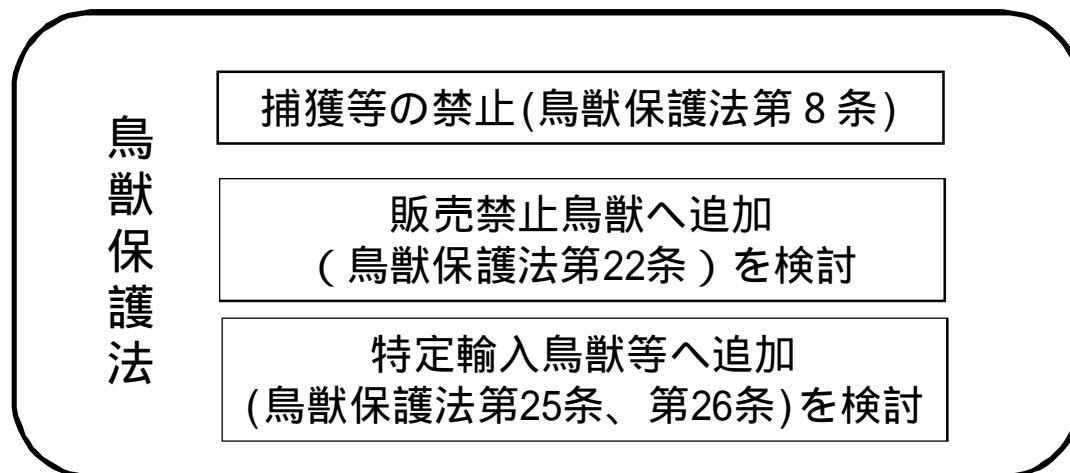
- ・平成26年10月16日 野生生物小委員会
- ・指定解除に向けた方針についてのパブリックコメントを実施（1か月間程度）
- ・野生生物小委員会へ諮問 答申
- ・関係政省令改正

# (別紙1) 種の保存法による規制と解除後の対応(案)

## 現状



## 解除後の対応(案)



オオタカを象徴とする  
環境の保全  
「猛禽類保護の進め方」

オオタカが里山を象徴する生態系上位種であることに変わりはないため、「猛禽類保護の進め方」の考え方や環境影響評価における生態系上位種との位置づけに変化はない。

➢ 「猛禽類保護の進め方」等を都道府県等へ改めて周知

### 新たな取組

- ・ 定期的なモニタリングの実施
- ・ 万一、個体数が減少し、再び絶滅危惧種として評価される場合には、再指定の検討

(別紙2) 指定解除に際しての論点と対応(案)

論点	パブリックコメント( )等で示された課題	対応(案)
1. 個体数等の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関による全国的な最新の生息状況の把握が必要</li> <li>地域ごとの生息状況も含めて評価すべき</li> <li>増加や減少、繁殖への影響要因の分析が行われていない</li> <li>将来の個体数の変化の予測を行うべき</li> </ul>	<p>平成24年8月に公表した環境省第4次レッドリストにおいて、第3次に引き続き準絶滅危惧(NT)に評価され、2回連続で絶滅危惧種(絶滅危惧 A類(CR)、 B類(EN)、 類(VU))に選定されなかった。</p> <p>今年度、全国のオオタカ調査実施者等を対象としたアンケート等による情報収集を行い検討を行った結果では、オオタカの生息数は1990年代から増加し、2000年代をピークに頭打ちか、2000年以降は緩やかに減少している可能性はあるが、絶滅危惧 類(VU)にあてはまるような急激な減少はしていないと考えられた。</p>
2. 捕獲・流通の規制		
捕獲の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲が可能になるとの誤解</li> <li>違法捕獲(鳥獣保護法違反)増加への懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲等の禁止(鳥獣保護法第8条)</li> <li>鳥獣保護法により引き続き捕獲が規制される。</li> <li>希少鳥獣(鳥獣保護法第7条)からも解除されるので、捕獲許可権限は都道府県となる。</li> <li>捕獲後、生きている個体は飼養登録の対象となる。(都道府県に登録。1年更新。脚環装着。)</li> <li>愛玩飼養や販売目的での捕獲は許可されない。</li> </ul>
流通の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡し等の規制がなくなることによる違法捕獲増加への懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売禁止鳥獣へ追加(鳥獣保護法第22条)を検討</li> <li>鳥獣(加工品、繁殖したものを含む。)又は卵について、都道府県の許可を受けた場合を除き、販売禁止。</li> <li>加工品については、はく製、標本及び羽毛製品などが対象。</li> </ul>
輸出入の規制等の懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出入個体と違法捕獲個体とのすり替え等の懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出規制鳥獣、輸入規制鳥獣及び特定輸入鳥獣へ追加(鳥獣保護法第25条、第26条)を検討</li> <li>輸出に際し、鳥獣保護法に違反して捕獲等したものではないことを証する証明書(適法捕獲等証明書)の添付義務づけ。</li> <li>輸入に際し、外国の政府機関が発行した適法捕獲等証明書又は輸出許可証の添付義務づけ。</li> <li>輸入個体への標識(脚環)装着の義務づけ。</li> <li>オオタカ識別マニュアル(平成20年3月発行)の改訂</li> <li>現行版の亜種オオタカと亜種チョウセンオオタカとの識別マニュアルに、国内へ輸入される個体数が多い、ヨーロッパ産亜種等を追加した改訂版のマニュアルを作成。</li> <li>ワシントン条約(外為法)による規制は継続。</li> </ul>
3. オオタカを象徴とする環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価での位置づけの変化への懸念</li> <li>開発時の配慮低下への懸念</li> <li>生息環境(里地里山)保全の仕組みの必要性</li> </ul>	<p>種の保存法では「絶滅のおそれ」に基づき種の指定をしており、生息環境(里地里山)の保全を目的・根拠にして種を指定することはできない。</p> <p>ただし、オオタカが里山を象徴する生態系上位種であることに変わりはないため、「猛禽類保護の進め方」の考え方や環境影響評価における生態系上位種との位置づけに変化はない。</p> <p>「猛禽類保護の進め方」等を都道府県等へ改めて周知</p>
4. 解除後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>解除後の定期的なモニタリングと公表が必要</li> <li>再び減少した場合の再指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なモニタリングの実施を予定。</li> <li>東日本：生息状況の変化について定量的に把握するため、モニタリング区を設定して営巣数と繁殖成績などを調査</li> <li>西日本：生息密度が低いため、聞き取り調査により状況を把握</li> <li>万一、モニタリング等により個体数の減少が確認され、再び環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種として評価される場合には、再度国内希少野生動物種に指定することを検討する。</li> </ul>

平成25年6月3日～7月2日実施。オオタカの国内希少野生動物種(種の保存法)からの指定解除の検討に関する意見の募集(パブリックコメント)  
<http://www.env.go.jp/info/iken/h250703a.html>

## 国内希少野生動植物種の選定要件等

### 1. 国内希少野生動植物種の選定要件

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)による国内希少野生動植物種の指定は以下の考え方で行われる。

#### **国内希少野生動植物種とは** (法第 4 条第 3 項)

本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。

#### **絶滅のおそれとは** (法第 4 条第 2 項)

野生動植物の種について、以下のいずれかの事情があることをいう。

種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない

個体の数が著しく減少しつつある

主要な生息地又は生育地が消滅しつつある

生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある

その他のその種の存続に支障を来す事情がある

#### **国内希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項**

希少野生動植物種保存基本方針(平成 4 年総理府告示第 24 号)

#### 第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

##### 1 国内希少野生動植物種

(1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種



## 基本的事項の選定要件は、レッドリストの評価と連結

レッドリストは、個体数の推移、生息地（分布域）等の面積・生息条件、個体群構造、捕獲・採取圧の状況等により評価。

準絶滅危惧（NT）にランクダウンした種は、「絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）」ではないため、国内希少野生動植物種への指定根拠を失う。

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成26年4月策定）において、一般的に、環境省レッドリストカテゴリーで2回続けて準絶滅危惧（NT）に選定された場合、「希少野生動植物種保存基本方針」の規定を踏まえ、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始するとされており、平成18年と24年の2回連続でNTとされたオオタカは、これに該当する。

## 2. オオタカに関わる主な推定生息個体数に関する調査の状況と環境省レッドリスト評価

- ・昭和59年：300～489羽（日本野鳥の会によるアンケート調査）
- ・平成3年：第1次レッドリスト 危急種（V）
- ・平成8年：1,000羽以上  
（小板ほか1996 アンケート法によるオオタカの分布と生態）
- ・平成10年：第2次レッドリスト 絶滅危惧 類（VU）
- ・平成17年：少なくとも1,824～2,240羽（環境省2005 オオタカ保護指針策定調査）
- ・平成18年：第3次レッドリスト 準絶滅危惧（NT）
- ・平成20年：関東地方とその周辺（静岡県・山梨県・長野県）に5,818羽（95%信頼限界：3,398～10,392）（尾崎ほか2008 生息環境モデルによるオオタカの営巣数の広域的予測関東地方とその周辺）
- ・平成20年：5010～8950羽（環境省2008 オオタカ保護指針策定調査）
- ・平成24年：第4次レッドリスト 準絶滅危惧（NT）
- ・平成26年：オオタカに関する情報整理等委託業務  
（委託先：NPO法人バードリサーチ）

オオタカの生息数は1990年代から増加し、2000年代をピークに頭打ちか、あるいは緩やかな減少傾向となっているが、最新の情報をもとに検討しても、絶滅危惧 類に該当するほど急激に個体数が減少しているとは考えられず、現在は準絶滅危惧（NT）であると判断される。

## 環境省レッドリストカテゴリー

### 【カテゴリー（ランク）】

今回のレッドリストの見直しに際して用いたカテゴリーは下記のとおりであり、第4次レッドリスト（2006、2007）で使用されているカテゴリーと同一である。

